Ⅳ　資金に係る換算差額	—
Ⅴ　資金増加額（又は減少額）	△　2,789,367
Ⅵ　資金期首残高	5,719,500
Ⅶ　資金期末残高	2,930,133

利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			6,224,403
当期総利益		6,224,403	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		—	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		6,224,403	
教育研究診療環境整備積立金	6,224,403		
	6,224,403	6,224,403	6,224,403

注　　記　　事　　項

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　令和６年６月13日改訂））（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

退職一時金に充当される運営費交付金　・・・・・費用進行基準

プロジェクト研究等の一部に充当される運営費交付金　・・・・・業務達成基準

文部科学省が指定する基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）、特殊要因運営費交付金として措置される運営費交付金、設備災害復旧費（補正予算）及び教育・研究基盤維持経費（補正予算）　・・・・・文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

有形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用している。主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２年～50年
構築物	２年～58年
工具器具備品	２年～20年
車両運搬具	４年～６年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産のうち、当該研究契約のみに使用する資産及び令和４事業年度までに購入した資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）の減価償却相当額については減価償却相当累計額として、減損損失相当額については減損損失相当累計額として、資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

無形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

⑴　附属病院の診療債権に係る徴収不能引当金

附属病院における診療債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等の特定の債権については個別に徴収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上している。

⑵　賞与引当金

翌期以降の運営費交付金以外の財源で措置される教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。翌期以降の運営費交付金により財源措置される役員及び教職員については、賞与引当金は計上していない。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上している。

⑶　退職給付引当金

翌期以降の運営費交付金以外の財源で措置される教職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上している。運営費交付金で財源措置される役員及び教職員については、退職給付引当金は計上していない。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき算出された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　売買目的有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法としている。

⑵　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）としている。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法

医薬品、診療材料　移動平均法による低価法（ただし、当分の間、評価方法は最終仕入原価法による。）

６．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益

主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っている。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識している。

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

８．リース取引の会計処理

リース総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

リース総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。